

平成 22 年度「主要な政策」に係る評価書要旨

政策名	政策 3 行政評価等による行政制度・運営の改善	担当部局、課室名	行政評価局総務課他 4 課室																	
基本目標	政策評価の推進、行政評価・監視の実施、行政相談の推進及び年金記録に関するあっせん等の実施により、各府省における行政制度・運営の改善を図る。特に、20～21 年度の間は、重要対象分野に係る評価の実施の推進を図るとともに、年金記録に関するあっせん等の実施について、国民の立場に立って、公平な判断を示し、国民の正当な権利の実現等を図る。																			
政策の概要	<p>1 政策評価の推進及び評価専担組織としての政策評価の実施 総務省は、①各府省において政策評価が円滑かつ着実に実施されるよう政策評価を推進、②府省の枠を超えた全政府的な立場から、政策の統一性・総合性を確保するための評価（統一性・総合性確保評価）、③各府省の政策評価の客観的・厳格な実施を担保するための評価活動（客観性担保評価活動）を実施。</p> <p>2 行政評価・監視の実施、行政相談の推進及び年金記録に関するあっせん等の実施 各府省の業務の実施状況等を調査し、その結果に基づき勧告等を行う行政評価・監視業務、国民から国の行政全般に関する苦情等を受け付け、関係行政機関に必要なあっせん等を行う行政相談業務により、行政の制度・運営の見直し、改善を推進。また、年金記録の訂正に関し、国民の立場に立って、公正な判断を示し、年金制度に対する信頼を回復することを目的として、あっせん等を実施。</p> <p>※ 平成 22 年度の「行政評価等プログラム」においては、政策評価の推進（従来の政策評価の推進及び客観性担保評価活動）、行政評価局調査（従来の統一性・総合性確保評価及び行政評価・監視）及び行政相談と整理している。</p> <p style="text-align: right;">[予算額：13,214 百万円]</p>																			
指標等の状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">指標等</th> <th style="width: 10%;">目標値</th> <th style="width: 10%;">目標年度</th> <th style="width: 20%;">分析の視点</th> <th style="width: 10%;">19 年度</th> <th style="width: 10%;">20 年度</th> <th style="width: 10%;">21 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年金記録に関するあっせん等の実施状況</td> <td>平成 20 年度の年金受給者からの申立事案(35,451件)は、遅くとも平成 21 年中を目途に処理</td> <td>21 年度</td> <td>年金制度に対する信頼を回復するよう、年金記録に関するあっせん等について、国民の立場に立って、公正な判断を示しているか。</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>35,427件 (H21.12.24時点) ※目標値に対して99.9%処理、申立人側の理由によるものを除き処理済みとなり、目標達成</td> </tr> </tbody> </table>						指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19 年度	20 年度	21 年度	年金記録に関するあっせん等の実施状況	平成 20 年度の年金受給者からの申立事案(35,451件)は、遅くとも平成 21 年中を目途に処理	21 年度	年金制度に対する信頼を回復するよう、年金記録に関するあっせん等について、国民の立場に立って、公正な判断を示しているか。	—	—	35,427件 (H21.12.24時点) ※目標値に対して99.9%処理、申立人側の理由によるものを除き処理済みとなり、目標達成
指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19 年度	20 年度	21 年度														
年金記録に関するあっせん等の実施状況	平成 20 年度の年金受給者からの申立事案(35,451件)は、遅くとも平成 21 年中を目途に処理	21 年度	年金制度に対する信頼を回復するよう、年金記録に関するあっせん等について、国民の立場に立って、公正な判断を示しているか。	—	—	35,427件 (H21.12.24時点) ※目標値に対して99.9%処理、申立人側の理由によるものを除き処理済みとなり、目標達成														
政策の実施状況とその分析及び総合的な評価	<p>【政策の実施状況】 行政評価局の業務運営方針である「行政評価等プログラム」に基づき、以下取組。</p> <p>① 政策評価の推進については、「地震対策のうち建築物の耐震化及び地震保険」及び「医師確保対策」の重要政策（重要対象分野）の評価の徹底、評価結果の予算要求等政策への反映、「世界最先端の『低公害車』社会の構築」等 4 テーマに係る統一性・総合性確保評価及び「評価の内容点検」等の客観性の確保のための取組を推進したほか、租税特別措置等に係る評価の義務付け及び情報公表の徹底を促進するための企画立案を実施。</p> <p>② 行政評価・監視については、「雇用保険二事業」等 4 テーマについて勧告等を行うとともに、新たに「食品流通対策」等 8 テーマについて、調査に着手。また、「アスベスト対策」等 9 テーマについて、その後の改善措置状況を関係府省から受領。</p> <p>③ 行政相談については、行政機関等の業務に関する国民の苦情や意見・要望を受け付け、必要に応じてあっせんするとともに、行政相談により得られる情報を元に行政の制度・運営の改善に結びつける活動のほか、全国の市町村に配置されている行政相談委員の活動の支援を実施。</p> <p>④ 年金記録に関するあっせん等の実施については、平成 21 年 12 月に、「平成 20 年度に年金受給者（無年金者を含む。）から申し立てられたものについては、遅くとも平成 21 年中を目途に処理を終える」（H21.3.31 年金記録問題に関する関係閣僚会議了承）との目標を達成した。また、22 年 1 月以降においては、当面の方針として、21 年度に申し立てられた年金受給者からのものについて、優先的に処理の促進を図るとともに、20 年度に申し立てられた加入者からの事案についても、早急に処理。</p> <p>【政策の実施状況の分析】</p>																			

- ① 重要対象分野に係る政策評価については、関係政策の推進に一定程度寄与。予算の効率化等国の政策に適切に反映するという目的については未達成であり、導入が予定される「政策達成目標明示制度」との関係を含め、今後の在り方について検討が必要。また、評価を実施し公表する取組は定着する一方、予算編成に資する政策評価の推進が必要。さらに、統一性・総合性確保評価の結果に基づき、関係府省において政策への反映がなされているが、処理期間をより短縮する必要。客観性担保評価活動の結果に基づき、関係府省において政策評価の改善が図られているが、予算編成に関連が深いものに基本的に点検対象を特化することによる更なる有効性の向上が必要。
- ② 行政評価・監視に係る勧告等に基づく関係府省の行政制度・運営の見直し、改善の状況を見ると、21年度に受領した「その後の改善措置状況」において、指摘事項の92.6%は既に改善措置が講じられているほか、改善措置を講ずることが具体的に予定されているものが6.8%となっている。行政評価・監視の実施を通じ、各府省における行政制度・運営の見直し、改善が図られているが、処理期間をより短縮する必要。
- ③ 行政相談については、20年度及び21年度の年間総処理件数が約17万件、国の行政機関等に係る処理件数は約6万件、苦情あっせん解決率は90%超で、国民からの苦情等が引き続き一定量受け付けられており、行政制度・運営の見直し、改善に係る一定の役割を果たしている。一方、総処理件数に占める苦情事案の割合が小さいことなどを踏まえると、行政相談事案の分析・検討活動に課題があり、より効率性を高める必要。
- ④ 年金記録に関するあっせん等の実施については、21年度の事案処理件数約5.8万件的のうち、約2.8万件を年金記録訂正につなげるなど、国民の立場に立って、年金記録訂正に関する公正な判断を示すことにより、国民の正当な権利の実現を図っている。また、事案処理に要する期間（全国平均）を約8か月（H21.4時点）から約6か月（H22.3時点）と約2か月短縮するなど、効率性の向上が認められる。

【総括的な評価】

上記の分析を踏まえると、年金記録に関するあっせん等の実施に係る目標達成をはじめ、予算概算要求までに政策評価を実施し公表する取組の定着状況、行政評価・監視に係る勧告等に基づく改善措置状況及び苦情あっせん解決状況など、当該政策全体としては、各府省における行政制度・運営の改善、見直しのため、一定の効果を発揮していると評価できる。一方、国民に信頼される行政の実現に向けて、更なる機能発揮が必要。

行政事業レビューとの関連	行政評価等実施事業について、「更なる見直し、改善が必要（事業の見直し）」とされたところ。
今後の課題と取組の反映の方向性	<p>行政評価局の各機能については、業務実施体制の見直し・効率化を図りつつ、「行政評価等プログラム」（H22.4.13 総務大臣決定）に基づき、以下に重点を置き、機能強化に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策評価の推進（客観性担保評価活動を含む）は、評価過程における使用データの評価書への記載など、各府省の情報公開の徹底促進及び租税特別措置等の見直しに資する厳格な点検の実施など、真に役立つ機能への重点化を図るとともに、調査研究、統一研修等の既存業務を見直し ・行政評価局調査（統一性・総合性確保評価、行政評価・監視）は、各調査のねらいに応じた適期に勧告等を行うための進行管理の実施など、国民視点から行政のパフォーマンスの改革・改善に資する指摘を一層積極的・戦略的に行うべく、調査の実施方法や体制等のマネジメントを見直しつつ、機能を拡充 ・行政相談は、国民の声・ニーズを行政制度・運営の見直し、改善につなげるため、より一層の業務の効率化を図りつつ、行政苦情救済推進会議の制度・行政運営改善提言機能の積極的活用など、情報の調査・分析を推進するとともに、行政相談委員との協働を充実 <p>また、年金記録に関するあっせん等の実施は、年金記録の訂正に関して公正な判断を示すとともに、事案処理の迅速化に取り組むほか、機能強化の具体化・実行に当たっては、今後の年金記録確認体制の在り方について厚生労働省と協議し、結論を得ることが必要。</p>
その他関連データ	行政評価局の各機能については、政務三役、有識者から成る行政評価機能強化検討会におけるオープンな議論を経て、その抜本的強化方策を盛り込んだ「行政評価等プログラム」をとりまとめた。

平成22年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 行政評価局総務課、行政相談課、政策評価官、
評価監視官（客観性担保評価担当）、年金記録確認中央第三者委員会事務局

評価年月 平成22年8月

1 主要な政策の概要

（政策名）

政策3 行政評価等による行政制度・運営の改善

（基本目標）

政策評価の推進、行政評価・監視の実施、行政相談の推進及び年金記録に関するあっせん等の実施により、各府省における行政制度・運営の改善を図る。

特に、20～21年度の間は、経済財政諮問会議との政策評価に関する連携を強化し、重要対象分野に係る評価の実施の推進を図るとともに、年金記録に関するあっせん等の実施について、国民の立場に立って、公平な判断を示し、国民の正当な権利の実現等を図る。

（政策の概要）

1 政策評価の推進及び評価専担組織としての政策評価の実施

政策評価法に基づき、各府省は、所掌政策について自ら評価を実施。総務省は、①各府省において政策評価が円滑かつ着実に実施されるよう政策評価を推進、②府省の枠を超えた全政府的な立場から、政策の統一性・総合性を確保するための評価（統一性・総合性確保評価）、③各府省の政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動（客観性担保評価活動）を実施。

2 行政評価・監視の実施、行政相談の推進及び年金記録に関するあっせん等の実施

中立・公正な立場から各府省の業務の実施状況等を調査し、その結果に基づき勧告等を行う行政評価・監視業務、国民から国の行政全般に関する苦情等を受け付け、関係行政機関に必要なあっせん等を行う行政相談業務により、行政の制度・運営の改善を推進。また、年金記録の訂正に関し、国民の立場に立って、公正な判断を示し、年金制度に対する信頼を回復することを目的として、あっせん等を実施。

主な施策	概要 (主な事業の例)	予算額 (百万円)	担当課室	関連する 政府方針等
政策評価の推進及び評価専担組織としての政策評価の実施	各府省が実施する政策評価の推進・向上を図るとともに、各府省のみでは評価しがたい複数府省にまたがる政策を対象とする政策評価及び各府省が行った評価の点検を実施	164	政策評価官室、評価監視官室（客観性担保評価担当）	政策評価に関する基本方針（H17.12.16閣議決定）等
行政評価・監視の実施	各府省の業務の実施状況を対象とする行政評価・監視の実施		評価監視官室	
行政相談制度の推進	国民から国の行政全般に関する苦情等を受け付け、関係行政機関に必要なあっせん等を行う行政相談業務により、行政の制度・運営の改善を推進	547	行政相談課	

年金記録に関するあっせん等の実施	年金記録の訂正に関し、国民の立場に立って、公正な判断を示し、年金制度に対する信頼を回復することを目的として、あっせん等を実施	1 2, 3 6 4	年金記録確認中央第三者委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・第174回国会における鳩山内閣総理大臣施政方針演説 (H22. 1. 29) ・第173回国会における鳩山内閣総理大臣所信表明演説 (H21. 10. 26) ・年金記録問題のこれまでの取組と今後の道筋 (H21. 3. 31、年金記録問題に関する関係閣僚会議)
------------------	--	------------	-------------------	--

(平成21年度予算額)

1 3, 2 1 4 百万円

(基本目標の達成過程 (いわゆる「ロジック・モデル」))



2 政策実施の環境

(1) 政策をとりまく最近の情勢

政治主導・国民主導の確立、税金の無駄遣いの徹底排除等に向け、従来からの行政システムの転換が求められている中、行政評価機能(行政評価局の担う機能)については、機能をより十全に発揮する必要性が指摘されている。このため、機能強化の方向性を提示した「行政評価機能の抜本的強化ビジョン」(H22. 1. 12 公表)をとりまとめ、政務三役、有識者により構成される行政評価機能強化検討会における議論を経て、「行政評価

等プログラム」(H22.4.13 総務大臣決定)において、行政評価機能の抜本的強化方策が盛り込まれたところである。

政策評価推進機能については、政府内でレビュー機能を担う他の機関と連携しつつ、①各府省における政策評価の定着状況を踏まえ、情報公開の徹底を通じた各府省の説明責任の向上、②事前評価の拡充や成果(アウトカム)に着目した目標設定の推進等予算編成等に真に役立つ機能の強化への重点化を図ることが求められている。

「行政評価局調査」機能(統一性・総合性確保評価、行政評価・監視)については、その特性をいかし、国民視点から行政のパフォーマンスの改革・改善に資する指摘を一層積極的・戦略的に行うべく拡充し、調査実施に当たっては公開度・説明度(説明責任)の徹底、国民との対話・協働の推進を図ることが求められている。

また、行政評価機能を成す各機能は相互に密接に関連することから、各機能間の連携に留意するとともに、各機能を通じ、タイムリーな情報発信に努めることとされている。

さらに、年金記録確認第三者委員会(以下「第三者委員会」という。)は、いわゆる「年金記録問題」への対応策の一つとして、年金記録の訂正に関し、国民の立場に立って、公正な判断を示すため、平成19年6月に総務省に設置されたものであって、第三者委員会作成のあっせん案を踏まえ、総務大臣から厚生労働大臣にあっせんが行われ、厚生労働大臣はこれを尊重して記録を訂正している。平成22年6月時点において累計で約17.1万件を受け付け、約13.6万件を処理(処理率80%)しており、平成21年度における第三者委員会の事案処理件数約5.8万件のうち約2.8万件を年金記録の訂正につなげるなど、国民の立場に立って、年金記録訂正に関する公正な判断を示すことにより、国民の正当な権利の実現を図っている。

現在、厚生労働省の年金記録回復委員会において、今後の年金記録問題への対応方策を検討しており、総務省もこれに協力している。行政評価機能の抜本的強化のためにも、第三者委員会の業務について極力早期に目途をつけることが不可欠であることから、今後の年金記録確認体制の検討に向けた厚生労働省との所要の調整が必要となっている。

(2) 関係する内閣の重要方針(主なもの)

重要方針	年月日	記載事項(抜粋)
予算編成等の在り方の改革について	H21.10.23 閣議決定	4. 政策達成目標明示制度の導入 政府として最優先すべき政策について、国民に対する成果を目標として定め、達成度を評価する「政策達成目標明示制度」を導入する。
平成22年度税制改正大綱	H21.12.22 閣議決定	第2章 新しい税制改正の仕組み 2. 「ふるい」、租特透明化法(仮称) (1) 「ふるい」による租税特別措置の抜本的な見直し 政策評価を厳格に行うこととします。 【別紙1】租税特別措置の見直しに関する基本方針 2. 見直しの方針(「ふるい」) (2) 既存の政策税制措置のうち、期限の定めのない措置については、関連する措置を見直す場合等の適時に、別添の「指針」に照らして、そ

		の適用状況や政策評価等を踏まえて存続の必要性を判断し、存続させる場合は、内容の厳格な見直しを行う。
第 174 回国会 における菅内 閣総理大臣所 信表明演説	H22. 6. 11	年金制度については、記録問題に全力を尽くすとともに、現在の社会に適合した制度を一刻も早く構築することが必要です。
第 174 回国会 における鳩山 内閣総理大臣 施政方針演説	H22. 1. 29	年金をより確かなものとするため、来年度から 2 年間で集中対応期間として、紙台帳とコンピューター記録との突き合わせを開始するなど、年金記録問題に「国家プロジェクト」として取り組みます。
第 173 回国会 における鳩山 内閣総理大臣 所信表明演説	H21. 10. 26	年金については、今後二年間、「国家プロジェクト」として、年金記録問題について集中的な取組を行い、一日も早く国民の信頼を取り戻せるよう、最大限の努力を行ってまいります。
年金記録問題 のこれまでの 取組と今後の 道筋	H21. 3. 31 年金記録問 題に関する 関係閣僚会 議	<p>第 4 年金記録の正確性の確保</p> <p>4. 年金記録確認第三者委員会の事案処理の推進</p> <p>(2) 今後の取組</p> <p>○ 年金記録確認第三者委員会においては、年金受給者（無年金者を含む。以下同じ。）からの申し立てを優先的に処理することとする。</p> <p>○ 平成 20 年度に年金受給者から申し立てられたものについては、遅くとも平成 21 年中を目途に処理を終えることとする。</p>

3 政策の実施状況

<平成 21 年度目標設定表における指標等の状況>

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19 年度	20 年度	21 年度
年金記録に関するあっせん等の実施状況	平成 20 年度に年金受給者（無年金者含む。）から申し立てられた事案（35,451 件）については、遅くとも平成 21 年中を目途に処理を終える。	21 年度	年金制度に対する信頼を回復するよう、年金記録に関するあっせん等について、国民の立場に立って、公正な判断を示しているか。	<p>(参考)</p> <p>申立件数 50,752 件</p> <p>処理件数 5,793 件</p> <p>うちあっせん 2,395 件</p> <p>うち訂正不要 2,937 件</p> <p>うち取下げ等 461 件</p>	<p>申立件数 49,807 件</p> <p>処理件数 53,740 件</p> <p>うちあっせん 20,367 件</p> <p>うち訂正不要 31,176 件</p> <p>うち取下げ等 2,198 件</p>	<p>[H21. 12. 24]</p> <p>35,427 件</p> <p>目標値に対して 99.9%処理、申立人側の理由によるものを除き処理済みとなり、目標達成</p> <p>申立件数 60,205 件</p> <p>処理件数 57,381 件</p> <p>うちあっせん 27,565 件</p> <p>うち訂正不要 26,957 件</p> <p>うち取下げ等 2,859 件</p>
				<p>※その他、日本年金機構での処理件数あり。</p>		

<参考となる指標その他の参考となる情報> (あらかじめ定めた参考指標)

指標等	分析の視点	19年度	20年度	21年度
重要政策(重要対象分野)の評価の実施状況	総務省が取り上げた重要政策について、関係府省は的確に評価を行ったか。		①少子化社会対策関連施策(育児休業制度, 仕事と生活の調和, 子育て支援サービス), ②若年者雇用対策	①地震対策のうち建築物の耐震化及び地震保険, ②医師確保対策
政策評価結果の予算要求等政策への反映の状況(各府省の政策評価による見直し・改善の状況)	評価結果は政策の見直しにどの程度つながっているのか。	実績評価(代表指標) 実施 392件(a) 見直し 178件(b) 45%(b/a)	312件 121件 38%	297件 128件 43%
政策評価の質の向上の状況(各府省の政策評価における効果の具体化の状況)	評価の客観性(実績評価における達成目標の具体化)はどの程度確保されているのか。 (注)対象期間: 暦年	実績評価(代表指標) 実施件数 318件(a) 目標具体化 226件(b) 71%(b/a)	276件 208件 75%	268件 221件 82%
総務省が行った統一性・総合性確保評価の結果の関係府省における政策への反映の状況	評価の結果が関係府省の政策に適切に反映されているか。	(1回目の回答) — (2回目の回答) —	(1回目の回答) 指摘事項数 45 改善措置済数 35 措置率 78% (2回目の回答) —	(1回目の回答) 指摘事項数 49 改善措置済数 41 措置率 84% (2回目の回答) 指摘事項数 24 改善措置済数 24 措置率 100%
		(注) 勧告に基づく回答のみ集計		
総務省が行った客観性担保評価活動の結果に基づく関係府省における政策評価の改善状況	客観性担保評価活動の一つである「評価の内容点検(認定関連活動)」の取組を通じて各府省の政策評価はどの程度改善されているのか。	47事例	50事例	39事例
国民の多様なニーズに対応した行政評価・監視の迅速かつ確かな実施の状況	国民の関心の高いテーマや早急に改善を要するテーマ等について、行政評価・監視に機動的に取り組んだか。	<ul style="list-style-type: none"> 国民の安全・安心の確保等の政府の重要行政課題などについて、重点的かつ機動的に実施。 例えば、「契約における実質的な競争性確保に関する緊急実態調査」については、原口総務大臣の指示により、物品調達に係る一般競争契約において実質的な競争性が確保されていないと疑われるような実態、問題点等を明らかにするため、平成21年10月27日に着手し、11月30日には調査結果を全府省に通知。 		
行政評価・監視に係る勧告等に基づく関係府省の行政制度・運営の見直し・改善の状況	行政評価・監視に係る勧告等の指摘事項は、実際に、関係府省において改善が図られているか。	<ul style="list-style-type: none"> 勧告等を行った日から原則として6か月後に、勧告等に対して講じた改善措置についての「回答」を関係府省から受領し、さらに、「回答」を受領した日から原則として1年後に、関係府省から「その後の改善措置状況」を受領。 指摘事項の内容により、改善措置を講ずるために要する期間は相違するが、平成20年度に受領した「その後の改善措置状況」をみると、指摘事項の75.9%は既に改善措置が講じられているほか、改善措置を講ずることが具体的に予定されているものが22.8%となっている。また、平成21年度に受領した「その後の改善措置状況」をみると、指摘事項の92.6%は既に改善措置が講じられているほか、改善措置を講ずることが具体的に予定されているものが6.8%となっている。 <p>※勧告等に基づく関係府省の具体的な見直し・改善事例については、別添3のとおり。</p>		
行政相談の処理件数とそのうちの国の行政機関等に係る処理件数	相談を受け付け、行政運営の改善の必要性を検討すること、関係機関等	処理件数 175, 306件 (うち、国の行政機関に係る処理件数)	処理件数 173, 627件 (うち、国の行政機関に係る処理件数)	処理件数 171, 430件 (うち、国の行政機関に係る処理件数)

	に対し、相談内容を通知・連絡すること、窓口となる行政機関を教示・助言すること等を通じ、行政運営等の見直し・改善に結びついていることから、各年度に国民から受付・処理した行政相談のうち、国の行政機関等に係る相談（対象内事案）の件数を把握。	61,295件	61,509件	58,249件
苦情あつせんに基づく関係府省の行政相談制度・運営の見直し・改善の状況	行政相談活動が効果的に実施されているかを把握。 行政制度・運営の見直し・改善状況の把握手段の一つとして、苦情あつせん事案解決率を把握。	95.2% (苦情あつせん案件993件中945件が解決)	95.1% (苦情あつせん案件862件中820件が解決)	96.2% (苦情あつせん案件783件中753件が解決)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>※ 当該数値は、本省及び管区行政評価局・行政評価事務所が当該年度に受け付けた苦情事案（行政相談委員から通知を受けた案件を含む。）のうち、関係機関にあつせんを行った案件を対象とした。</p> </div>				

＜平成21年度における政策の実施状況＞

行政評価局の業務を重点的かつ計画的に実施するため、中期的な業務運営方針を定めた「行政評価等プログラム」に基づき、以下のとおり、各業務に取り組んだ。

政策評価の推進及び評価専担組織としての政策評価の実施については、平成21年度においては、各府省における行政制度・運営の改善を図るという基本目標の達成に向けて、以下に取り組んだ。

- i) 重要政策の評価の徹底に資するため、総務省が特定テーマ（重要対象分野）を取り上げ、関係府省の評価を推進した。21年度に実施された評価（①地震対策のうち建築物の耐震化及び地震保険、②医師確保対策）の結果については、政策評価・独立行政法人評価委員会の答申を経て、総務大臣から関係大臣に対し、課題を通知した。
- ii) 評価結果の予算要求等政策への反映を促進するため、各府省が実施した政策評価の平成22年度予算要求等への反映状況を取りまとめ公表した。
- iii) 規制の事前評価については、的確かつスムーズな政策決定のための判断材料を提供するため、平成22年4月から、公正取引委員会の協力を得て、規制による競争状況への影響分析（規制が市場の競争に及ぼす影響の分析）の施行を開始した。
- iv) また、統一性・総合性確保評価については、4テーマ（配偶者からの暴力の防止等、世界最先端の「低公害車」社会の構築、バイオマスの利活用、児童虐待の防止等）を実施した。これらのうち、「配偶者からの暴力の防止等」「世界最先端の「低公害車」社会の構築」の2テーマについては、評価の結果を取りまとめ、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを関係行政機関の長に勧告し、評価書とともに公表し、その他の2テーマについては、評価を実施中である（H22.3 現在）。また、平成19年度から21年度までに評価の結果を取りまとめたテーマのうち、6テーマ（上記2テーマに加え、外国人が快適に観光できる環境の整備、自然再生の推進、PFI事業、

リサイクル対策)については、勧告等をした事項それぞれに対して、法令の改正、業務の改善・見直しなど評価の結果の政策への反映が図られている。

v) 政策評価の客観性を確保するため、「評価のやり方点検(審査)」を行うとともに、特に「評価の内容点検(認定関連活動)」の充実・強化を図った。

vi) 「平成22年度税制改正大綱」(H21.12.22閣議決定)及び「行政評価機能の抜本的強化ビジョン」を踏まえ、租税特別措置等に係る政策評価の義務付け及び政策評価に関する情報公表の徹底を促進するため、以下の企画立案を行い、いずれも平成22年5月28日に施行された。

- ・ 政策評価法施行令(平成13年政令第323号)の一部改正
- ・ 「政策評価に関する基本方針」(H17.12.16閣議決定)の一部変更
- ・ 「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」(H22.5.28政策評価各府省連絡会議了承)の策定
- ・ 「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」(H22.5.28政策評価各府省連絡会議了承)の策定

行政評価・監視については、平成21年度においては、**別添1**のとおり、雇用保険二事業等4テーマについて勧告等を行うとともに、新たに、薬物の乱用防止対策、食品流通対策等8テーマについて、調査に着手した。また、**別添2**のとおり、生活保護等5テーマについて「回答」を、国等の債権管理等、アスベスト対策等9テーマについて「その後の改善措置状況」を関係府省から受領した。

行政相談については、①全国の市町村に配置されている行政相談委員や全国的な調査網等を活用し、行政機関等の業務に関する国民の苦情や意見・要望を受け付け、公正・中立な立場からあっせんするとともに、個々の相談案件への対応だけでなく、行政相談により得られる情報を元に行政の制度・運営の改善に結びつける活動を実施、②行政相談事案の約6割を受け付ける行政相談委員の活動の支援を実施した。

年金記録に関するあっせん等の実施については、平成21年度に約5.8万件事案について処理を行い、そのうち約2.8万件が年金記録の訂正につながった。また、迅速な事案処理に努めた結果、事案処理に要する期間(全国平均)を約8か月(H21.4時点)から約6か月(H22.3時点)へ約2か月短縮した。

また、平成21年3月31日の年金記録問題に関する関係閣僚会議において了承された「平成20年度に年金受給者(無年金者を含む)から申し立てられたものについては、遅くとも平成21年中を目途に処理を終えることとする。」との目標の達成に向けて鋭意取り組み、平成21年12月にこれを達成した。また、平成22年1月以降においては、当面の方針として、平成21年度に申し立てられた年金受給者からのものについて、優先的に処理の促進を図るとともに、平成20年度に申し立てられた加入者からの事案についても、早急に処理を進めることとし、積極的に取り組んだ。

4 政策の実施状況の分析及び総括的な評価

(1) 政策の実施状況の分析

(必要性)

政府は、行政に対する国民の信頼を確保し、簡素で効率的な質の高い行政を実現する

ため、自ら不十分な点を補う努力を行い、その見直し・改善を進めていく責務がある。

政策評価は、行政課題を最も把握しやすい各府省が自ら評価を行い、企画立案に反映させるとともに、評価に関する一連の情報を公表することにより、国民に対する行政の説明責任の徹底を図るものである。政策評価制度は、これを政策のマネジメントサイクルの中にシステムとして組み込み、その客観的かつ厳格な実施を確保するためのものであり、行政にとって必要不可欠の制度である。また、統一性・総合性確保評価については、各行政機関が自らの政策について評価を行う自己評価の原則の下、各行政機関に共通の政策についてその統一性を確保する横串的な評価、又は複数府省にまたがる政策について総合的な観点からの評価を行うものであり、各行政機関では担うことのできない部分を担う機能として必要不可欠である。

行政評価・監視は、政府自ら不十分な点を補う努力を行い、その見直し・改善を進めていく責務にこたえるため、各府省とは異なる立場から行政の制度・運営の改善を推進するものである。行政の施策や事業は、開始から時間が経つにつれて十分な成果を上げていないことが判明する場合や、社会経済情勢の変化によってその有効性が薄れる場合があり、これらの状況について、各府省とは異なる中立・公正な立場から行政評価・監視を行う機能は政府部内に必要不可欠なものである。

行政相談は、国の行政全般について、国民からの苦情等を受け付け、関係行政機関に必要なあっせん等を行うことにより、行政の制度・運営の改善を推進するものである。国民から国の行政全般に関する苦情等が引き続き一定量受け付けられており、急激な減少傾向は示されていない。今後とも苦情の発生が見込まれるだけでなく、顕在化していない苦情の存在も想定されることから、個々の施策の執行を直接担当しない中立・公正な立場から苦情の解決等を図るとともに、苦情等からニーズを把握し、行政にフィードバックして行政の全般的な改善を図る機能を有するものとして必要性が認められる。

年金記録に関するあっせん等の実施は、いわゆる「年金記録問題」への対応策の一つとして実施するものであり、現時点において同様の役割を果たし得る機関が他にないこと、平成 21 年度に約 6 万件の申立てを受け付けていること等に鑑みれば、必要不可欠なものである。

また、政治主導・国民主導の確立、税金の無駄遣いの徹底排除等に向け、従来からの行政システムの転換が求められている中、行政評価機能については、機能をより十全に発揮する必要性が指摘されており、行政に対する国民の信頼回復のため、機能強化を図り、政府全体のレビュー機能の質の向上に資することが必要である。

(有効性)

政策評価の推進は、重要政策についての評価の徹底、各府省における評価結果の予算要求等政策への反映、政策の統一性・総合性及び客観性の確保のための取組について、以下のとおり、それぞれ有効性があると認められる。

○ 重要政策についての評価の徹底

総務省が特定テーマ（重要対象分野）を取り上げ関係府省の評価を推進する取組については、評価結果に対して関係府省に横断的な課題を指摘することにより、関係政策の推進に一定程度寄与している。例えば、21 年度に実施された医師確保対策の評価

については、医師不足の実態がデータとしてつかめていないとの指摘を行った結果、厚生労働省は、平成22年5月から「必要医師数実態調査」を開始している。

しかし、政府全体の立場から評価テーマを選定するとともに、評価に第三者的な視点を導入することにより、全政府的な政策議論（当初は経済財政諮問会議）のための評価情報を提供し、予算の効率化等国の政策に適切に反映するという目的については、データ収集に要する予算的及び時間的制約等から十分に達成することができなかった。

この取組の今後の在り方については、上記のような実情に加え、平成23年度に導入される政策達成目標明示制度が、政府として最優先すべき政策について、国民に対する成果を目標として定め、達成度を評価（「予算編成等の在り方の改革について」（H21.10.23閣議決定））するものとされている関係から、検討を行う必要がある。

規制の事前評価については、平成19年10月の義務付けにより、着実に実施されているものの、評価に求められる費用及び便益の金銭価値化又は定量化による分析はわずかであり（「規制の事前評価の審査結果について」（H22.3.31総務省行政評価局））、今後、定量化のためのマニュアルを作成し政府全体で共有するなど、評価の質の向上を推進する必要がある。

○ 各府省における評価結果の予算要求等政策への反映

各府省が実施した政策評価の予算要求等への反映状況の取りまとめ公表により、予算概算要求までに政策評価を実施し公表する取組は定着している（「平成21年度政策評価の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」H22.6総務省）。

平成21年度における各府省の評価結果のうち、予算要求等に反映されたものは、事前評価では81%、事後評価ではほぼ100%となっている。一方、政策の見直し・改善（休廃止を含む。）に結びついたものは、表1及び表2のとおり、事前評価では、研究開発8%、新規個別事業9%、新規施策21%、事後評価では、一般分野の政策42%、未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助）9%となっている。

【表1】評価結果の政策への反映状況（平成21年度事前評価）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	新規個別事業	新規施策	計
評価件数	183件	316件	59件	107件	88件	165件	918件
反映件数	142件 (78%)	311件 (98%)	59件 (100%)	107件 (100%)	39件 (44%)	82件 (50%)	740件 (81%)
見直し件数	14件 (8%)	—	—	—	8件 (9%)	34件 (21%)	56件 (6%)

(注) 1 「平成21年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(H22.6総務省)から作成した。

2 「反映件数」とは、評価結果を予算要求等政策に反映した数である。

3 「見直し件数」とは、当初案の一部変更・修正などにつながった評価のほか、複数の選択肢から適切な政策を選択した評価の数である。

4 ()内は、評価件数に対する割合である。

【表2】評価結果の政策への反映状況（平成21年度事後評価）

	一般分野	未着手・未了	完了後・終了時	計

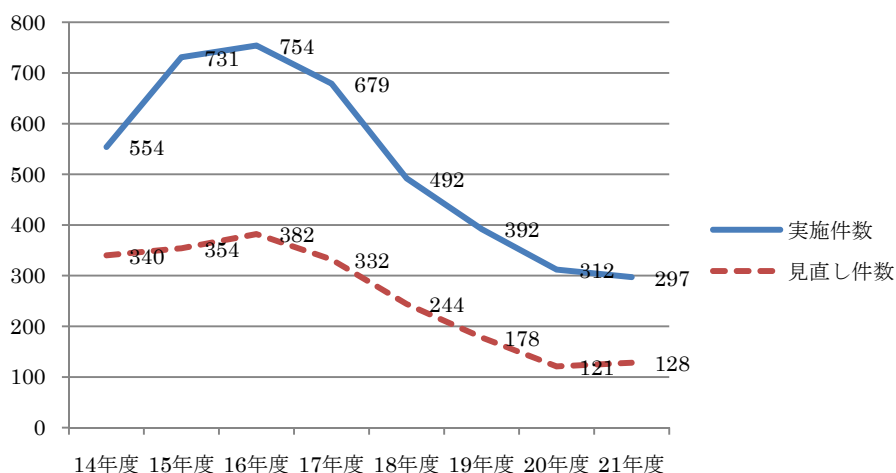
評価件数	389件	551件	787件	1,727件
反映件数	389件 (100%)	546件 (99%)	—	—
見直し件数	163件 (42%)	51件 (9%)	—	—

- (注) 1 「平成21年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(H22.6総務省)から作成した。
- 2 「一般分野」とは、研究開発、公共事業、政府開発援助、規制以外の政策を指す。
- 3 「未着手・未了」とは、事業が一定期間着手されていない又は終了していない公共事業及び政府開発援助を指す。
- 4 「完了後・終了時」とは、完了又は終了した研究開発、公共事業等を指す。
- 5 「反映件数」とは、評価結果を予算要求等政策に反映した数である。
- 6 「見直し件数」とは、対象政策の拡充、複数事業の統合等による効率化、一部又は全部の廃止・休止・中止につながった評価の数である。対象政策を構成する事務事業について見直しを行ったものを含む。
- 7 () 内は、評価件数に対する割合である。

予算書・決算書の表示科目の単位(項・事項)と対応する単位で実施され、各府省の主要政策をカバーしている実績評価について、評価結果による政策の見直し・改善件数(休廃止を含む。)の推移をみると、図1のとおり、平成16年度以降減少している。政策評価法施行3年後の見直しにより、平成18年度以降、政策評価の重点化・効率化を進めてきたが、評価による政策の見直し・改善件数の減少との間に関係があるのか、今後検証が必要である。

いずれにせよ、国民視点に立った行政のパフォーマンスやアウトカムを高めるため、今後、予算編成に資する政策評価を推進(予算編成に関連が深い政策評価への点検対象の特化、成果(アウトカム)に着目した目標設定の推進、政策評価と予算・決算との連携強化のための取組、租税特別措置に係る政策評価の推進等)することとしている。また、予算要求までに政策評価を実施し公表する取組の定着状況を踏まえ、既存の政策評価等の方法に関する調査研究の推進等を見直しを図る。

図1 実績評価の実施件数及び見直し件数(平成14年度～21年度)



- (注) 1 各年度の「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(総務省)から作成した。

2 「見直し件数」は、対象政策の拡充、複数事業の統合等による効率化、一部又は全部の廃止・休止・中止につながった評価の数である。対象政策を構成する事務事業について見直しを行ったものを含む。

○ 統一性・総合性確保評価

総務省が行った統一性・総合性確保評価の結果の関係府省における政策への反映の状況をみると、平成21年度に受理した回答のうち、「その後の政策への反映状況」に係る回答（＝2回目の回答）においては、指摘事項の100%が、法令の改正、業務の改善・見直しなど関係府省における政策の改善措置に結びついており、有効性が認められる。（「平成21年度政策評価の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」H22.6総務省）

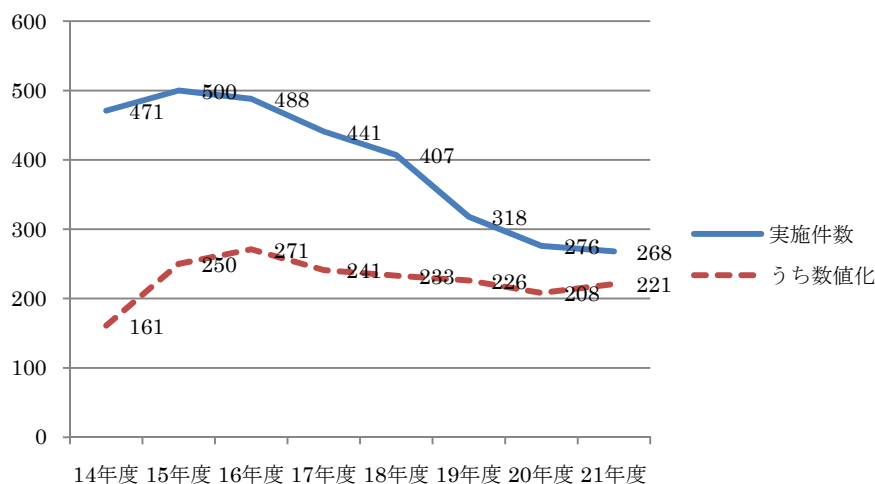
○ 政策評価の客観性の確保

総務省では、各府省の主要政策をカバーしている実績評価について、達成目標の数値化等による具体化を推進してきた。達成目標が具体化された実績評価の件数は、政策の特性から具体化が困難なものもあるため、下図のとおり、横這いで推移している。

政策達成目標明示制度の導入に伴い、政策評価においても、改めて成果（アウトカム）に着目した目標の設定を推進するとともに、評価の判定結果を国民に分かりやすい形で論理的に示すための判定基準及び判定根拠の明示を推進する必要がある。

なお、達成目標の具体化が困難な政策については、実績評価としての機能が発揮されないことから、別途の評価方式の適用等を推進していく必要がある。

図2 実績評価のうち達成目標が数値化等により具体化されている評価



(注) 「政策評価の点検結果－評価の実効性の向上に向けて－」(H22.3総務省行政評価局)から作成した。

また、各府省における政策評価の質の向上に関しては、総務省が行う客観性担保評価活動の結果に基づき、関係府省において政策評価の改善が図られている。

具体的には、各府省が実施した政策評価の妥当性に疑問が生じ、改善すべき点が見られたものについて指摘を行った結果、①公共事業評価の評価マニュアルの修正、②

政策評価のやり直し・評価書の修正、③適切な指標の設定などの改善措置が講じられるなど、各府省が実施する政策評価の質の向上に寄与しており、有効性が認められる。

【事例1】国際社会で主体的に行動することができる能力の基礎を育成するために国際理解教育を推進する体制を整備するとともに、「英語が使える日本人」の育成のための行動計画に基づき、「英語が使える日本人」を育成する体制を確立する〔文部科学省実績評価〕(H20年度)

本政策の評価にあたっては、「英語が使える日本人」の育成のための行動計画(H15.3)に基づき、学校教育において児童・生徒が英語を学習するための体制を整備した結果を図る指標として「生徒の英語力」を設定している。

この指標等が同行動計画策定当初より向上していることから評価結果を「A」としているが、当該指標については、同行動計画における目標水準に達していない状況にあると考えられる。

同行動計画は平成19年度が計画期間の最終年度となっているため、本政策の達成目標の達成度合いについては、指標の伸びではなく、同行動計画における目標の最終的な達成度合いに基づいて評価を行うべきではないかと指摘。

文部科学省は、行動計画における目標の達成度合いに基づいた評価を行うため、生徒の英語力を指標とし、行動計画における目標水準の達成状況を判断基準とした評価に改め、評価書を修正した。

【事例2】水道水源開発施設整備事業(サンルダム)〔厚生労働省公共事業再評価〕(H21年度)

本事業の評価にあたって、前回平成17年度の再評価時点から便益算定方法を変更しているにもかかわらず、その説明がないことから、便益算定方法を変更したことの説明を十分に行うべきと指摘。

厚生労働省から、算定方法を変更した経緯は再評価書において説明するべきであり、説明の必要性について、マニュアルの中で明記するよう改定する旨が示された。

これまでの客観性担保評価活動は、全般的な政策評価制度の定着等を目指して、「評価のやり方点検(審査)」に重点を置いて点検を行うとともに、評価の内容に踏み込んだ「評価の内容点検(認定関連活動)」を、対象を抽出するなどして充実・強化を図ってきた。今後は「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」(H22.5.28)の策定により外部検証可能性が高まることを踏まえ、政策評価制度の本旨に則り、第一義的には各府省の自律的な取組に委ねることを基本とすることとし、予算編成に真に役立つ機能の強化の観点から、予算編成に関連が深い政策評価に基本的に点検対象を特化し、効果的に公表することで、点検の有効性をさらに高める必要がある。

行政評価・監視に係る勧告等に基づく関係府省の行政制度・運営の見直し・改善の状況をみると、平成20年度に受領した「その後の改善措置状況」(別添2参照)において、指摘事項の75.9%は既に改善措置が講じられているほか、改善措置を講ずることが具体的に予定されているものが22.8%となっている。同様に、平成21年度に受領した「その後の改善措置状況」(別添2参照)において、指摘事項の92.6%は既に改善措置が講じられているほか、改善措置を講ずることが具体的に予定されているものが6.8%となっている。行政評価・監視の実施を通じ、各府省における行政制度・運営の見直し・改善が図られていることから、有効性があると認められる。

行政相談については、平成 20 年度及び 21 年度の年間総処理件数が約 17 万件、そのうち、国の行政機関等に係る処理件数は約 6 万件と引き続き一定量の相談が受け付けられている。その中でも、関係機関にあっせんを行った事案についての苦情あっせん解決率は 90%を超えている。その意味で総務省が苦情と認識したものについての有効性は十分に認められる。

しかし、評価期間のみに見られる傾向ではないが、国の行政機関等に係る苦情案件や要望陳情の総処理件数に占める割合は、それぞれ、約 2%及び約 9%と小さな割合にとどまっている。これは、具体的な行政相談事案の分析・検討の際に相談内容から国の行政機関にかかる課題を見い出し、国民の苦情や要望陳情として整理する活動において、十分な成果を上げていないと考えられる余地がある。

【表 3】 行政相談処理件数の内訳 (H19~21 年度) (単位：件、%)

区分		19 年度	20 年度	21 年度
国の行政機関	苦情	4,037 (2.3)	3,376 (1.9)	3,340 (1.9)
	要望陳情	14,619 (8.3)	16,116 (9.3)	15,009 (8.8)
	照会	42,639 (24.3)	42,017 (24.2)	39,900 (23.3)
	小計	61,295 (34.9)	61,509 (35.4)	58,249 (34.0)
地方公共団体の事務等		53,935 (30.8)	54,783 (31.6)	55,907 (32.6)
民事事案		60,076 (34.3)	57,335 (33.0)	57,274 (33.4)
合計		175,306 (100.0)	173,627 (100.0)	171,430 (100.0)

(注) 1 総務省の行政相談の実績 (H17~21 年度) による。

2 ()内は、総処理件数に対する割合である。

なお、総務省では、受け付けて処理した相談事案の中から全国的にみられるものを分析し、行政苦情救済推進会議を開催する等により広く行政の制度又は運営の改善に結びつける活動も行っているところであるが、評価期間中に中央の行政苦情救済推進会議に付議した件数は 8 件で、今後もこのような活動を充実させる必要がある。

さらに、いわゆるボランティアである行政相談委員は、総務省の行政相談事案の受付において重要な役割を果たしているが、長期的には行政相談受付件数の低下傾向を示している。

【表 4】 受付窓口別行政相談受付件数の内訳 (H17~21 年度) (単位：件)

区分	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
----	-------	-------	-------	-------	-------

本省・管区局・ 事務所受	64,277 (100)	67,681 (105)	70,632 (110)	69,980 (109)	72,745 (113)
行政相談委員受	113,562 (100)	111,819 (98)	104,720 (92)	103,770 (91)	98,738 (87)
合 計	177,839 (100)	179,500 (101)	175,352 (99)	173,750 (98)	171,483 (96)

(注) 1 総務省の行政相談の実績 (H17~21 年度) による。

2 本表の件数は受付件数であるため、前表の処理件数とは一致しない。

3 ()内は、平成 17 年度の受付件数を 100 とした指数である。

年金記録に関するあっせん等の実施については、平成 21 年度の事案処理件数約 5.8 万件のうち、約 2.8 万件を年金記録訂正につなげるなど、国民の立場に立って、年金記録訂正に関する公正な判断を示すことにより、国民の正当な権利の実現を図っており有効と考える。

(効率性)

総務省が行った統一性・総合性確保評価については、平成21年度に勧告を行ったもの(2件)の処理期間(管区行政評価局による調査結果を本省行政評価局が取りまとめ、意見通知もしくは勧告に至るまでの期間)をみると、それぞれ1年2か月と1年7か月で、平成18年度(1件・1年2か月)に比べてほぼ同じか、それよりも長い期間を要している。これは、テーマにより調査内容や分析すべきデータ量等が異なることから、単純に比較はできないものの、平成19年度から年金記録問題への早急な対応が求められ、従前の体制を維持できず、人員不足により処理期間が長くなった面もあるものと考えられる。いずれにせよ、評価結果の早期の政策への反映を図るためには、個々の調査に係る処理期間の一層の短縮が必要となっている。

平成 21 年度に勧告等を行った行政評価・監視 4 件(別添 1 参照)のうち「契約における実質的な競争性確保に関する緊急実態調査」を除いた 3 件の平均処理期間(管区行政評価局等による調査結果を本省行政評価局が取りまとめ、勧告等に至るまでの期間)をみると、約 9 か月となっている。テーマにより調査内容や分析すべきデータ量等が異なることから、単純には比較できないものの、平成 19 年度平均の約 11 か月、20 年度平均の約 15 か月よりは短くなっている。しかしながら、早期の行政の制度・運営の改善を図るためには、個々の調査に係る処理期間の一層の短縮が必要となっている。

行政相談については、平成 19 年度から始まった年金記録確認問題への対応のため、本来の実施体制が制約されている状況が続いている中で、18 年度の処理件数と遜色ない処理件数を維持していることから一定程度効率的な業務運営が実施できたと言える。しかし、有効性の観点からの業務の質を高める余地があるとの課題を踏まえると、より一層効率性を高める必要がある。

年金記録に関するあっせん等の実施については、「平成 20 年度に年金受給者(無年金者を含む。)から申し立てられた事案については、遅くとも平成 21 年中を目途に処理を終える。」との目標を達成。事案処理に要する期間(全国平均)を約 8 か月(H21.4 時点)から約 6 か月(H22.3 時点)へ約 2 か月短縮するなど、効率性の向上が認められる。

(2) 総括的な評価

上記の分析を踏まえると、年金記録に関するあっせん等の実施に係る目標達成をはじめ、予算概算要求までに政策評価を実施し公表する取組の定着状況、統一性・総合性確保評価及び行政評価・監視に係る勧告等に基づく改善措置状況及び苦情あっせん解決状況など、当該政策全体としては、各府省における行政制度・運営の改善のため、一定の効果を発揮していると評価できる。

一方、今後導入される政策達成目標明示制度との関係を含め、政策評価の在り方を検討する必要があるほか、規制の事前評価における質の向上、予算編成に資する政策評価を推進するとともに、統一性・総合性確保評価及び行政評価・監視に係る処理期間や、行政相談事案の分析・検討活動の一層の効率性の向上などの課題が認められるため、国民に信頼される質の高い行政の実現に向けて、政府全体のレビュー機能の質の向上に資することが必要である。

5 今後の課題と取組の方向性

(1) 個別施策・事業の課題と取組の方向性

政策評価の推進については、予算概算要求までに政策評価を実施し公表する取組は定着しているが、未だ予算編成等に真に役立つ機能への重点化に向けた取組の途上にある。今後の具体的な課題としては、政策達成目標明示制度への対応、租税特別措置に係る政策評価の推進、点検活動の重点的实施といった取組を的確に進めるため、必要な体制整備を含め、政策評価推進機能の強化に取り組む。あわせて、既存の政策評価等の方法に関する調査研究の推進等の見直しを図る。

		方向性の内容
予算要求	○▲	・調査研究、政策評価に関する統一研修等の業務の重点化・効率化 ・新たな業務（政策達成目標明示制度への対応、租税特別措置に係る政策評価等）の効率的な実施
制度	○▲	予算編成等に役立つ機能に重点化するなど、政策評価推進機能の強化
実施体制	◎	租税特別措置に係る対応等のための体制整備

統一性・総合性確保評価及び行政評価・監視（行政評価局調査）については、関係府省の政策や行政制度・運営の見直し・改善に一定の効果を上げてきているが、個々の調査に係る処理期間の一層の短縮化という課題が認められ、政務三役を中心とした検討会において「スピーディーにいろいろな形で公表していく機動性が必要」、「具体的な議論に間に合うようにタイムリーに調査結果を提供することが必要」などの指摘がなされたため、今後は調査の実施方法や体制等のマネジメントを見直し、調査の迅速化・効率化・生産性の向上を目指す。

		方向性の内容
予算要求	○▲	マネジメント見直しによる調査の迅速化・効率化
制度	○▲	・調査の迅速化・効率化・生産性の向上を進めるためのマネジメント改革による新たな調査・評価手法等の導入 ・各テーマのねらいに応じた適期に勧告等を行うための進行管理

実施体制	◎	機動的な調査・評価の実施体制の構築
-------------	---	-------------------

行政相談については、①行政相談事案からの国民の声・ニーズの把握、②行政相談事案の分析・検討の改善、③行政相談委員による相談受付件数の長期的低下との課題が認められたため、今後は具体的事案解決の促進とともに、行政の制度・運営の改革・改善につなげることに重点を置くこととし、行政相談事案の高度な調査分析等の業務に対応する体制整備を行う。また、有効性の観点から業務の質を高める余地があるとの課題を踏まえ、行政相談の受付体制については、サービスの低下を招かないとの前提の下、より一層の効率化を図る。

○ 行政相談事案の受付・処理

方向性の内容		
予算要求	○▲	<ul style="list-style-type: none"> 環境変化を踏まえた調査研究事業の見直し 総合行政相談所に係る運営の見直し
制度	○	現行制度の継続
実施体制	◎	<ul style="list-style-type: none"> 行政相談ニーズ把握方法の改善 行政相談事案の調査・分析、政策課題の抽出・構成の強化 行政相談業務の処理の仕組みの見直し

○ 行政相談委員の活動支援

方向性の内容		
予算要求	○	<ul style="list-style-type: none"> 行政相談委員活動の支援 行政相談委員制度の理解を深める活動の実施
制度	◎	行政相談委員制度の在り方の検討
実施体制	◎	<ul style="list-style-type: none"> 行政相談委員、その他の関係者への働きかけの充実 行政相談委員との協働の活動充実

年金記録に関するあっせん等の実施については、年金記録の訂正に関し、申立内容を十分に汲み取り、審議の公正性を確保しつつ、引き続き事案処理の迅速化に取り組む。また、年金受給者からの平成 21 年度申立てについて、優先的に処理を促進する。なお、今般の行政評価局の機能強化方策の適切かつ効果的な実施に当たっては、行政評価局職員の約半数を充てている当該業務について、早期に目途を付けることが不可欠であり、今後の年金記録確認体制の在り方について厚生労働省と協議し、結論を得ることが必要である。

方向性の内容		
予算要求	▲	当該業務について、今後の年金記録確認体制の在り方についての厚生労働省との協議の動向を見ながら予算編成過程で決定していくこととなるが、現在も毎週 1,000 件程度の申立てが行われているところであり、23 年度の業務量に応じた予算要求を行う。
制度	▲	当該業務について、早期にめどを付けるべく、厚生労働省の年金記録回復委員会における年金記録問題への対応方策の検討に協力するとともに、今後の年金記録確認体制の検討に向けた厚生労働省との調整を図り、これら方策の具体化の内容に応じ、所要の措置を講ずる。

<p>実施体制</p>	<p>▲ 当該業務について、今後の年金記録確認体制の在り方について厚生労働省と協議しているところではあるが、現在も毎週約1,000件程度の申立てが行われているところであり、厚生労働省との上記の協議が具体化するまでは、23年度の業務量に応じた実施体制とする。</p>
--------------------	--

(2) 政策全体の課題と取組の方向性

平成21年11月の行政刷新会議における事業仕分けにおいて、「更なる機能発揮のため、これまでの業務を自己評価し、機能強化の方向でしっかりと見直しを行うべき」との評決結果を受けて、「行政評価機能の抜本的強化ビジョン」として、強化策のビジョンをとりまとめた。その後、同ビジョンに掲げられた見直しの方向性を踏まえ、国民や有識者の声を聞きながら、行政評価機能の抜本的強化方策を盛り込んだ「行政評価等プログラム」を決定した。

行政評価機能の強化に当たっては、「いのちを守る」政策の実現に向け、新たなパラダイム、ダイナミズムに適応しているかどうか、①国民視点に立った行政のパフォーマンスやアウトカム（国民に対する成果）、②公開度・説明度（説明責任）の徹底、③国民との対話・協働の点を重視し、聖域なく、行政運営を見直すこととし、以下の方向で行政評価機能の強化に取り組み、政府内でレビュー機能を担う他の機関と連携しつつ、総務省として内閣を支援する機能を強化する。

- ① 政策評価推進機能については、各府省における政策評価の定着状況を踏まえ、情報公開の徹底を通じた各府省の説明責任の向上や、事前評価の拡充や成果（アウトカム）に着眼した目標設定の推進等、予算編成等に真に役立つ機能の強化への重点化を図る。
- ② 「行政評価局調査」機能（統一性・総合性確保評価及び行政評価・監視）については、その特性をいかし、国民視点から行政のパフォーマンスの改革・改善に資する指摘を一層積極的・戦略的に行うべく拡充する。調査実施に当たっては公開度・説明度（説明責任）の徹底、国民との対話・協働の推進を図る。
- ③ 行政評価機能を成す各機能は相互に密接に関連することから、各機能間の連携に留意するとともに、各機能を通じ、タイムリーな情報発信に努める。
- ④ 政策評価への取組が人事評価に一層円滑に反映されるような取組を推進する。

なお、機能強化方策の具体化・実行に当たっては、第三者委員会における業務の動向等の状況変化に留意して、柔軟かつ適切に対応する。

また、機能強化に向けた具体的取組と併せて、現行制度の枠組みを超えた検討が必要となる組織・体制、法制度等に係る中期的課題について、引き続き検討する。

6 学識経験を有する者の知見の活用

行政評価機能については、その改善方策の検討、推進を図るに当たって、政務三役、有識者から成る行政評価機能強化検討会におけるオープンな議論を経て、「行政評価等プログラム」を決定している。

7 その他

—

8 評価を行う過程において使用した資料

- 「行政評価機能の抜本的強化ビジョン」(H22. 1. 12 総務省)
(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/23513.html)
- 「行政評価等プログラム」(行政評価機能の抜本的強化方策)(H22. 4. 13 総務大臣決定)
(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/kyotsu_n/gyouseihyouka_pg.html)
- 「行政評価機能強化検討会の開催について」(H22. 2. 17 総務大臣決定)
(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/kinoukyouka/index.html)
- 【重要政策についての評価の徹底】
- 「重要政策の評価結果」(H21. 12. 16 政策評価・独立行政法人評価委員会答申)
(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/22459.html)
- 「必要医師数実態調査の実施について(依頼)」(H22. 5. 28 付け医政発 0528 第1号厚生労働省医政局長から都道府県知事あて)
- 「規制の事前評価の審査結果について」(H22. 3. 31 総務省行政評価局)
(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/26876_2.html)
- 【各府省における評価結果の予算要求等政策への反映】
- 「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(H14 年度～21 年度の各年度。総務省)
(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/nenji_houkoku.html)
- 【政策評価の客観性の確保】
- 政策評価の点検結果－評価の実効性の向上に向けて－(H20. 3 公表)
(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/080328_7_a.html)
- 政策評価の内容点検の結果(H20. 6 公表)
(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/pdf/080616_4_1.pdf)
- 政策評価の内容点検の結果(H21. 1 公表)
(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/pdf/090115_1_2.pdf)
- 政策評価の点検結果－評価の実効性の向上に向けて－(H21. 3 公表)
(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02hyoka01_000002.html)
- 政策評価の内容点検の結果(H21. 6 公表)
(http://www.soumu.go.jp/main_content/000026608.pdf)
- 政策評価の点検結果－評価の実効性の向上に向けて－(H22. 3 公表)
(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/26876_3.html)
- 各年度の行政評価・監視結果
(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka.html)

(別添1)

平成20年度 勧告等実績

名 称	勧告等年月日	勧告等対象機関
① 輸入農畜水産物の安全性の確保に関する行政評価・監視	平成20.5.23 (勧告)	厚生労働省、農林水産省
② 生活保護に関する行政評価・監視－自立支援プログラムを中心として－	平成20.8.1 (勧告)	厚生労働省
③ 公共事業の需要予測等に関する調査	平成20.8.8 (勧告)	総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
④ 介護保険事業等に関する行政評価・監視	平成20.9.5 (勧告)	厚生労働省、国土交通省
⑤ 行政手続等における本人確認に関する調査	平成20.9.12 (局長通知)	国家公安委員会(警察庁)、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省
⑥ 契約の適正な執行に関する行政評価・監視	平成20.12.16 (勧告)	全府省
⑦ 原子力の防災業務に関する行政評価・監視(第二次)	平成21.2.13 (勧告)	文部科学省、経済産業省
⑧ 国の行政機関の法令等遵守態勢に関する調査	平成21.3.27 (勧告)	全府省

平成20年度 行政評価・監視の実施状況

名 称	調査着手時期
① 食品表示に関する行政評価・監視－監視業務の適正化を中心として－	平成20年8月
② 貸切バスの安全確保対策に関する行政評価・監視	平成20年8月
③ 雇用保険二事業に関する行政評価・監視	平成20年12月
④ 社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視－道路橋の保全等を中心として－	平成20年12月

平成 21 年 度 勸 告 等 実 績

名 称	勸告等年月日	勸告等対象機関
① 契約における実質的な競争性確保に関する緊急実態調査－物品調達を中心として－	平成 21. 11. 30 (大臣通知)	全府省
② 雇用保険二事業に関する行政評価・監視	平成 22. 1. 22 (勸告)	厚生労働省
③ 社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視－道路橋の保全等を中心として－	平成 22. 2. 5 (勸告)	農林水産省、国土交通省
④ 薬物の乱用防止対策に関する行政評価・監視－需要根絶に向けた対策を中心として－	平成 22. 3. 26 (勸告)	内閣府、国家公安委員会（警察庁）、法務省、文部科学省、厚生労働省

平成 21 年 度 行 政 評 価 ・ 監 視 の 実 施 状 況

名 称	調査着手時期
① 薬物の乱用防止対策に関する行政評価・監視－需要根絶に向けた対策を中心として－	平成21年 4 月
② 在外公館に関する行政評価・監視	平成21年 4 月
③ 製品の安全対策に関する行政評価・監視	平成21年 8 月
④ 気象行政評価・監視	平成21年 8 月
⑤ ホームページのバリアフリー化の推進に関する調査	平成21年 8 月
⑥ 食品流通対策に関する行政評価・監視－流通コスト縮減の取組を中心として－	平成21年12月
⑦ 職員研修施設に関する調査（概況調査）	平成21年12月

平成20年度に受領した「回答」及び「その後の改善措置状況に係る回答」

【回答】

- ① 遊戯施設の安全確保対策に関する緊急実態調査
- ② 国等の債権管理等に関する行政評価・監視
- ③ 府省共通事務に関する行政評価・監視
- ④ 原子力の防災業務に関する行政評価・監視（第一次）
- ⑤ 労働安全等に関する行政評価・監視
- ⑥ 小児医療に関する行政評価・監視
- ⑦ アスベスト対策に関する調査
- ⑧ 在外邦人の安全対策等に関する行政評価・監視
- ⑨ 輸入農畜水産物の安全性の確保に関する行政評価・監視
- ⑩ 公共事業の需要予測等に関する調査
- ⑪ 介護保険事業等に関する行政評価・監視

【その後の改善措置状況に係る回答】

- ① 農業経営構造対策に関する行政評価・監視
- ② IT化推進施策に関する行政評価・監視－地域情報化を中心として－
- ③ 検査・調査等業務従事者の身分確認に関する調査
- ④ バリアフリーの推進に関する行政評価・監視
- ⑤ 民間団体等を対象とした補助金等に関する行政評価・監視（第二次）
- ⑥ 鉄道交通の安全対策に関する行政評価・監視
- ⑦ 農業災害補償に関する行政評価・監視
- ⑧ 地方支分部局等における指導監督行政（立入検査）に関する調査
- ⑨ 都市農村交流対策に関する行政評価・監視
- ⑩ 感染症対策に関する行政評価・監視
- ⑪ 厚生年金保険に関する行政評価・監視

平成 21 年度に受領した「回答」及び「その後の改善措置状況に係る回答」

【回答】

- ① 生活保護に関する行政評価・監視
- ② 行政手続等における本人確認に関する調査
- ③ 契約の適正な執行に関する行政評価・監視
- ④ 原子力の防災業務に関する行政評価・監視（第二次）
- ⑤ 国の行政機関の法令等遵守態勢に関する調査

【その後の改善措置状況に係る回答】

- ① 国等の債権管理等に関する行政評価・監視
- ② 遊戯施設の安全確保対策に関する緊急実態調査
- ③ 産業廃棄物対策に関する行政評価・監視
- ④ 府省共通事務に関する行政評価・監視
- ⑤ 原子力の防災業務に関する行政評価・監視（第一次）
- ⑥ 労働安全等に関する行政評価・監視
- ⑦ 在外邦人の安全対策等に関する行政評価・監視
- ⑧ 小児医療に関する行政評価・監視
- ⑨ アスベスト対策に関する調査

具体的な見直し・改善事例

行政評価 ・監視名	主な勧告事項	主な改善実績
府省共通事務に関する行政評価・監視	<p>公用車の効率的な使用を図る観点から、</p> <p>① 使用が低調なもの等について、代替手段の導入や一般職員による運転の実施あるいは運行管理の方法の見直しなどにより、削減又は有効活用すること。(国家公安委員会、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省)</p> <p>② 使用実績を把握の上、これに基づき、代替手段の導入や一般職員による運転の実施あるいは運行管理の方法の見直しなどの検討を行い、公用車の効率化を推進すること。(内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)</p>	<p><改善状況></p> <p>専任の運転手より公用車の台数が多い、又は部局別に管理しているため非効率な公用車があると指摘した7府省28機関の改善状況は、①公用車を削減したものが13機関、②一般職員による運転を実施したものが3機関、③代替手段を導入したものが3機関、導入を検討しているものが4機関、④公用車の運行管理方法を見直したものが9機関</p> <p>(注)改善状況は、延べ数である。</p> <p>【具体的事例：総務省】</p> <p>○ 著しく使用が低調な公用車については、削減を図り、レンタカーや公共交通機関等代替手段の利用に切り替え</p> <p>また、平成20年度から職員による運転が可能となるよう関係規程を整備</p> <p>○ 業務用車両などで車両運行業務委託を行っているものについて、その必要性を厳格に見直し、業務委託の廃止、縮減を推進。平成20年度までに公用車5台を削減</p>
契約の適正な執行に関する行政評価・監視	<p>契約の競争性の向上を一層推進する観点から、</p> <p>① 競争性のない随意契約又は公募若しくは企画競争による随意契約としている案件について、随意契約とする理由を再点検し、一般競争契約等への移行を推進すること。(内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)</p> <p>② 指名競争契約を行う場合は、指名競争契約とする理由を契約案件ごとに十分検討し、合理的な理由があるときにこれを行うよう徹底すること。(宮内庁、法務省、農林水産省、国土交通省、防衛省)</p>	<p><改善状況></p> <p>① 指摘した事例330件(※)のうち、186件は改善済み(競争性の高い契約方式へ移行)、63件は改善予定、81件は検討中</p> <p>② 指摘した事例113件(※)のうち、61件は改善済み(一般競争契約等へ移行)、39件は改善予定、13件は検討中</p> <p>※平成19年度限りの契約等を除く。</p> <p>【具体的事例】</p> <p>○ 行政効率化計画を改定し、随意契約については原則一般競争契約に速やかに移行、競争性のない随意契約については契約内容、競争性のある契約方式への移行年限、移行困難な場合にはその理由等を原則公表(国土交通省)</p> <p>○ 入札・契約手続審査委員会を設置し、平成21年度から、入札・契約手続の事前審査を実施(農林水産省)</p> <p>○ 指名競争契約の金額基準を廃し、審査委員会の審議を経て決定することに変更(法務省)</p>